

イムス葛飾ハートセンター
職業感染予防のため
実習生・見学生受入れ指針

令和2年7月1日 制定

- 1、イムス葛飾ハートセンター（以後当院）では職員全員の感染予防（うつさない）と健康の確保（もらわない）の一環として、患者と接触する可能性のある職員全員（協力法人職員含む）を対象に、必要なウイルス抗体価獲得（もしくは必要回数のワクチン接種）の徹底を行っている。
- 2、実習生/見学生の受入時に確認対応が必要なウイルス感染症は以下の通りである。
 - 1) 麻疹、2) 風疹、3) 水痘、4) 流行性耳下腺炎、5) 結核、6) B型肝炎、7) インフルエンザ（※12月～3月までの期間に実習/見学を行う者）
- 3、これらの職業感染予防は当院職員のみでは予防困難であり、年間を通じて受け入れている受託実習生・見学生についても同様の対策を求めるものとする。
- 4、当院でのこれらの対応については、一般財団法人日本環境感染学会『医療従事者のためのワクチンガイドライン（第3版）』に準拠し作成した。
- 5、本指針および対応については、令和2年7月1日より適応を開始する。
- 6、「イムス葛飾ハートセンター 抗体価検査等の結果報告書（以後、報告書）」に記載してある通り、必要な検査ないしワクチン接種の実施を完了させる。報告書に実施内容を記入し、それらの証明書として「医療機関が発行する書類」「学校（施設）が発行する書類」（いずれもコピー）を添付し当院へ提出する。提出期限は実習/見学開始日の2週間前までとする。
（1週間（7日）未満の実習/見学は、必ずしも提出を必要としないが、院内感染対策上、データをお持ちの場合はご提出にご協力いただく事とする。）

- 7、抗体価検査を行う場合は下記表に明記された検査法で実施する。
特にE I A法を推奨している。B型肝炎については、C L I A法で実施する。

検査項目	検査方法	基準値
麻疹	E I A法	16以上
風疹	E I A法	8以上
水痘	E I A法	4以上
流行性耳下腺炎	E I A法	4以上
B型肝炎	C L I A法	≧10.0mIU/mL

- 8、4種ウイルス疾患において、必要回数のワクチン接種が証明されれば、抗体価検査は必ずしも行う必要はない。また、ワクチン接種歴が1回確認できる場合、その後の抗体検査で基準値を満たしていたとしても、防御に必要な抗体価の長期保有の観点から、当院では2回目の接種を条件としている。
- 9、報告書に添付する証明書は以下内容が確認できるものとする。

項目	内容
検査日	5年以内に検査を行ったことが記載されたもの
ワクチン接種日	ワクチンの種類、接種日が記載されたもの
抗体価	抗体価の数値、検査方法、検査日が記載されたもの

<B型肝炎>

- 10、当院が求めるのは、防御に有意なウイルス抗体価の保有であり、必要な回数のワクチン接種が証明されれば、抗体価検査は必ずしも行う必要はない。ただし、実習/見学生のB型肝炎に限り、本来は基準値（10mIU/ml）以上の抗体価が必要であるが、接種に必要な期間を考慮し、「1シリーズ接種」と「その後の抗体検査」の完了を実習/見学前の条件とする。
- 11、ワクチン接種禁忌者はその旨を抗体調査表のコメント欄に記入する。
また、ワクチン接種禁忌者であっても抗体検査は行う。
- 12、B型肝炎ワクチン接種は1シリーズ（3回）接種後の抗体価検査までが必要である。
1シリーズに期間（0、1、6ヶ月）が必要なため、時間的余裕をもってワクチン接種を受けるようにする。

<結核>

- 13、実習/見学開始前1年以内の胸部レントゲンで異常がないことを確認してください（必須）。
また、実習/見学開始前1ヶ月以内に2週間以上続く咳、微熱がみられた場合は、医療機関にて受診し胸部レントゲンに異常がないことの証明を受け実習/見学開始日までに当院総務課人事担当へご連絡ください。実習/見学期間が検査後1年以降に渡る場合は、再度検査を受け結果の提出をお願いします。上記に加え、クオンティフェロン(QFT)またはT-SPOTによる結核感染の評価がされていることが望ましいです。
- 14、ワクチン接種を連続して行う場合、接種期間を1ヶ月あけなければならないものもある。
その為、接種の際には医師（かかりつけ医）に自分が必要なワクチン接種について確認を行う。
また、時間的余裕をもってワクチン接種を受けるようにする。

<インフルエンザ>

- 15、インフルエンザワクチン接種について、12月～3月までのいずれかの時期に実習/見学を行う場合は、事前にワクチン接種を受ける。また、その結果を「抗体調査表」に記入し、併せて証明書を提出する。
- 16、病院見学を希望している学生については、必ずしも提出を必要としませんが院内感染対策上データをお持ちの場合は、ご提出にご協力ください。

令和2年7月1日制定